

【令和3年度予算額100百万円(2,300百万円)】 【令和2年度第3次補正予算額2,400百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

○令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及びCSFウイルスの拡散防止を目的と した野牛イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行う二ホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援 する。

2. 事業内容

二ホンジカ及びイノシシの半減目標の達成及びCSFウイルスの拡散 防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が 行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進(捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲)
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成(捕獲技術向上のための研修会等)
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成(食肉衛生の講習会等)
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援(捕獲個体の搬入への支援 及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等)

3. 事業スキーム

交付金(補助率1/2、2/3、定額) ■事業形態

都道府県、協議会

■実施期間 平成26年度~令和5年度(予定)

4. 事業イメージ

半減目標の達成・CSFの拡散防止





玉

付 金 تا 支

援

ニホンジカ・イノシシの捕獲促進

- ・実施計画の策定
- ・ニホンジカ・イノシシの捕獲
- ・CSF発生地域における野生イノシシの捕 獲の強化
- ・認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

狩猟者に対する支援

ジビエ利用拡大等に関する取組

年度	事業概要	
R 4	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進	
R 5	半減目標の達成に向けた捕獲等の促進	

お問合せ先: 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話:03-5521-8285

【参考】指定管理鳥獣捕獲事業費

各事業の概要

	交付対象事業	交付対象 事 業 者	交付割合
1	指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	都道府県協議会	▶ 都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費 10,000千円を上限とする定額(いずれも定額を超える事業費分は1/ 2以内)
2	指定管理鳥獣捕獲等事業	都道府県	▶事業費の1/2以内(ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSFウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲については事業費の2/3以内)
3	効果的捕獲促進事業	都道府県協議会	▶事業費10,000千円を上限とする定額
4	認定鳥獣捕獲等事業者等 の育成	都道府県協議会	事業費2,000千円を上限とする定額(ただし、定額を超える事業費分は 1 / 2 以内)
(5)	ジビエ利用拡大を考慮し た狩猟者の育成	都道府県	▶事業費2,000千円を上限とする定額(ただし、定額を超える事業費分は 1/2以内)
6	ジビ工利用拡大等のため の狩猟捕獲支援	都道府県	①ジビ工利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 ♪ 1頭9千円上限とする定額(シカ・イノシシ各2頭目から支払い) ♪ 1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額 ②捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援(新規) > 1頭8千円上限とする定額(シカ・イノシシ各1頭目から支払い) > 処分施設等における捕獲個体の処分費等(定額)